

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

アジア女性基金は、元「慰安婦」の方々への国民の償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月に発足いたしました。以来、政府と国民の協力によって、具体的な事業を実施してまいりました。

そのひとつは、元「慰安婦」の方々への国民的な償い事業です。それは、

1. 元「慰安婦」の方々の苦悩を受け止め心からの償いを示す事業
2. 国としての率直なお詫びと反省の表明
3. 政府の資金による医療・福祉支援事業

です。この償い事業については、一刻も早く日本の道義的責任を具体的に表したいという気持ちで進めています。

同時に、ドメスティック・バイオレンス(夫や恋人からの暴力)や人身売買など、女性や子どもに対する暴力や人権侵害の問題の解決のために、以下のような活動に取り組んでいます。

女性が現在直面している問題についての国際会議の開催
女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害についての原因と防止に関する調査・研究
暴力や人権侵害の被害女性に対するメンタルケアの開発など
女性に対する暴力のない社会を目指す啓発活動

基金の事業や活動についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。なお、インターネットでも基金の活動はご覧になれます。

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックスビル4階
TEL: 03-3583-9322/9346 FAX: 03-3583-9321/9347
e-mail: dignity@awf.or.jp
Home Page: <http://www.awf.or.jp>

性暴力Q&A

心とからだの回復のために



財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)

目次へ

ひとりで悩まないで...

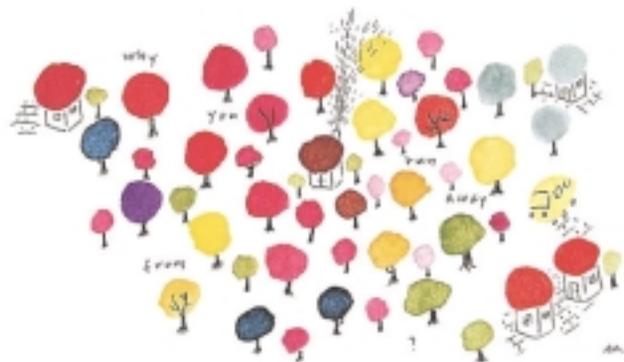
性暴力は、力の強いものから弱いものへ加えられる暴力のひとつです。脅迫、抑圧、侮辱、非難、甘言といったさまざまな方法で相手をコントロールし、罪悪感をうえつけ孤立させ、性を利用して支配しようとするものです。

人間は、非常に強いショックを受けたり不安や恐怖を経験すると、それまで築いてきた価値観・世界観が崩壊してしまうといわれています。

性暴力も同様です。性暴力によって受けた心の傷(トラウマ)があまりに大きいと、被害者の心を粉々に打ち砕き、人間にとってかけがえのない安心感、自己同一感、親密感、自己肯定感、信頼する能力、自己管理能力といったものが損なわれてしまうのです。特に、子どもの頃に被害を受けた場合、その人の一生に深刻な影響を与えます。

この小冊子は、おもに性暴力による心的外傷(トラウマ)の基礎知識とその回復の過程についてまとめたものです。もし、あなた自身が、またはあなたの身近な人が性暴力にあっしまったら、ひとりで悩まないでこの小冊子を手にとってみてください。

あなたは、決してひとりではありません。それを忘れないでください。



目次

心的外傷(トラウマ)の基礎知識

心的外傷後ストレス障害(PTSD).....	3
心の回復のプロセス.....	5
あなたへ.....	7
家族や周囲の方々へ.....	9
性暴力は、社会全体の問題です.....	11

被害にあったときはどうすればいいの？

Q&A

あなたの心とからだの回復のために.....	13
あなたの安全と尊厳を守るために.....	17
捜査・裁判の流れ.....	21

相談窓口リスト

全国相談窓口案内.....	22
---------------	----

心的外傷後ストレス障害

(PTSD = Post Traumatic Stress Disorder)

人間は、ショックな出来事があったとき、最初はとても耐えられないと思って、そのうち、なんとかやりくりできるようになるものです。しかし、あまりにもショックが大きい場合、そのやりくりができなくなってしまうことがあります。

性的な暴力を受け、その心の傷があまりに深く、一般的な心の回復のプロセスをたどることができなくなってしまう場合も同様です。心的外傷後ストレス障害(PTSD)と呼ばれる一群の反応がそれで、主に次のような症状がでます。

q 再体験症状(フラッシュバック…引き金があつて起る / 侵入…引き金が無くても起る / 悪夢)

早く忘れたいと思うのとは裏腹に、トラウマを受けた出来事が、まるで今現在、目の前で起きていることのように思い出されます。音や色までがはっきりと思い出されたり、そのとき感じた恐怖や絶望感、からだの震えや動悸、冷汗、息苦しさは何度も襲われることもあります。

w 回避症状(自分と外界を切り離す) 麻痺症状(自分のなかで刺激と情動を切り離す)

トラウマを受けた出来事に関係する場所や会話、人物、活動などを避けようとし、感覚や感情がわからなくなったり、何もする気がしなくなることもあります。他の人を選抜たいと思ったり、他の人から疎遠になっているという深い孤立感を感じたりします。

e 過覚醒状態(物事に過敏になる)

常に緊張を強いられる状態が続くので不眠もでてきます。非常に大きな怒りをいつも抱えているので、ちょっとしたことでイライラしたり爆発してしまいます。何かに集中して取り組むことができなかつたり、身の回りのあらゆるものがきっかけになって動揺したり、ちょっとした物音に飛び上がるほど驚いたりすることもあります。

こうした症状は、外傷性の記憶をうまく処理することができなくなってしまうために起きるといわれています。自分の身体を傷つけたり、煙草やアルコール、薬物といった強い興奮をもたらすものへ依存したり、食欲不振や過食、情緒不安定、うつ状態、頭痛、吐き気を訴える人もいます。

このような症状のために、仕事ができなくなったり、日常生活や対人関係に支障をきたすこともあります。

性暴力を受けた あなたへ

性暴力にあつて、このような症状に悩んでいるのはあなただけではありません。性暴力を受けた多くの人がこのような症状に悩み、苦しんでいます。

でも、心配はいりません。人は、もともと「危機」から立ち直る力をもっています。

まず、自分にどういうことが起きているのかを理解しましょう。PTSDのケアは主に医療機関で行っています。安全な回復のために、専門の機関に相談することが必要なこともあります。

(医療機関などの利用については、p13参照)



心の回復のプロセス

新たな自分をつくり直すために

人は「心の危機」をどのように乗り越えていくのでしょうか。一般的な心の回復のプロセスは、次のように5つの段階を経ていくといわれています。

q ショックを受けている段階(衝撃)

ボーっとしていたり、激しく泣いたり、遠くへ逃げ出したくなったりします。まわりからはなぜそんなふるまいをするのか不合理に見えることもあります。

w 起こった出来事を認めない段階(否認)

何もなかったかのように、起こった出来事を胸の奥に閉じ込めて何十年も苦しみ続けている人もいます。事実を認めず、仕事やボランティア活動に熱心に取り組み始めることもあります。

e いろいろな感情がわきおこる段階(情動反応)

悲しみや怒り、悔しさ、恥ずかしさといった感情がこみ上げてきたり、イライラや不安を周囲にぶつけたり、孤立感や自分を責める気持ちにさいなまれたりします。不眠や食欲不振、頭痛などに悩まされる人もいます。

r 激しい感情がおさまる段階(適応)

自分の状況が把握できるようになり、激しい感情もおさまって冷静に考えることができるようになってきます。PTSDの症状を予知・防止・対処・管理できる力を身につけるにつれ、症状は徐々におさまってきます。

t 将来のことを考えられるようになる段階(再起)

起こった出来事は自分のせいではないと思えるようになり、それまでトラウマに向けられていたエネルギーが解放され、現在の人生に関心を向けられるようになります。自分に自信がついてくると、将来についても希望がもてるようになり、他の人とも信頼できる人間関係をつくれるようになってきます。



性暴力を受けたあなたへ

心的外傷(トラウマ)からの回復の道筋は人によってさまざまです。いまはまだ、回復までの道のりがとても長く困難に思えるでしょう。でも、大丈夫。自分なりの回復の仕方を見つけて、焦らずに着実に自分自身のケアをしていきましょう。

誰もがすべての段階を経るわけではなく、その期間や症状の程度、進みぐあいなどは、一人ひとりに差があります。あらわれ方の順序が前後する場合もあります。また、途中の段階に長い間とどまったり、

感情の起伏が激しくなったり、情緒が不安定になったり、不眠や絶望感、うつ的な気分支配されてしまうこともあります。

「心の危機」を乗り越えていくのは、とてもたいへんなことです。無理にひとりでがんばろうとせず、信頼のおける人や専門の機関に助けを求めたほうが、悪循環を防ぐことにもなるでしょう。医師の処方する薬が助けになることもあれば、カウンセリングやセラピーが役に立つこともあります。

(カウンセリングなどの利用については、p15.16参照)

あなたへ

恐怖、怒り、憎しみ、悲しみ、悔しさ、恥ずかしさ、孤独感、罪悪感、
そして絶望、無力感...

なぜ、私だけがこんな目にあうの？

どうしてこんなつらい想いを抱えて生きていかなければならないの？
私の受けた痛みや怒りは誰にも償ってもらえないの？

あなたは性暴力を受け、こんな気持ちを味わっていませんか。
自分の身に起きたことを誰かに話すこともできず、自暴自棄にな
っていませんか。

「どうしてこんなことになったんだろう」

「私も悪かったのではないだろうか」

と自分を責めていませんか。性暴力を受けた多くの人が、この
ような気持ちを抱くといわれています。

けれど、決してあなたが悪いのではありません。

被害を受けたあなたの責任ではありません。

そして、あなただけの問題ではありません。

どんな理由があっても、相手が望まない性的行為の強要は許さ
れないことです。誰しも、望まない性的な行為を「イヤ」だと拒
否する権利があります。

もし、いまでも、あなたが性暴力を受けているのだとしたら、
勇気をもって、はっきりと「イヤ」だと相手に伝えましょう。



ひとりで悩まないで、誰かに相談することも必要です。

- ・あなたのことを気遣い、尊重してくれる人。
- ・あなたの幸せを考えてくれる人。
- ・あなたが感情について話のできる人。
- ・あなたが信頼でき、安心できる人。

そんな人が、きっと近くにいるはずですよ。

あなたはいま、打ちひしがれて自分自身をとて無気力だと感じ
ているかもしれません。でも、あなたの内側には回復の力がい
っぱいつまっています。自分の力を信じてください。そして、本
来あなたもっている力を取り戻していきましょう。

あなたが何を望んでいるのか、それを見つけることが何よりも
大切です。

「私はいったい何をしたいのだろうか？」

「何をしてほしいのだろうか？」

自分自身に問いかけてみて、そこから出てきた答えを、あなた
の感じ方を大切にしてください。

過去に起きた出来事を消し去ることはできないけれど、自分の
未来は自分の力でつくることができるのです。



家族や周囲の方々へ

もし、あなたの身近にいる人が性暴力にあったことを知ったら、あなた自身も強いショックを受けるでしょう。

何とかしてあげたいと思う反面、そういった出来事を認めたくない、距離を置きたいという気持ちが出てくるかもしれません。それは自然な反応です。

彼女の絶望感や苦しみが伝わり、あなたにも苦痛を感じさせずにはおかないからです。

でも、「信じられない」とか「そんなことあるはずない」と否定しないでください。「早く忘れてしまいなさい」「たいしたことではないよ」「しっかりして」といった家族や周囲の人の反応が、性暴力によって奪われた自分の感覚や感情への信頼を、さらに脅かすことになるからです。

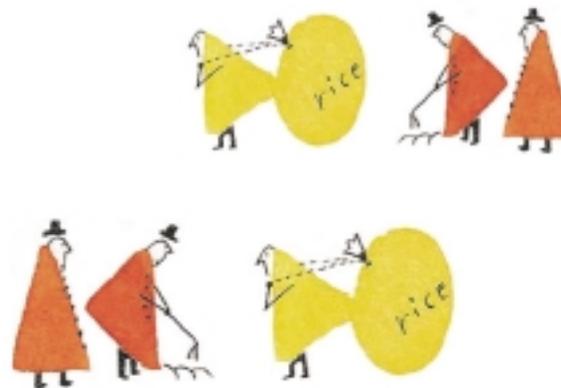
いま、彼女は、性暴力の被害にあったという事実を受けとめ、その感情や暮らしを立て直そうと、必死で自分に向きあっています。

回復には長い時間が必要です。

家族や周りの人の支えが大切です。

慰めなど言わず、責めることもせず、憐れみの目で見たり、蔑んだりしない。

安心できる関係、信頼できる関係を築いていくなかで、彼女の本来もっている力を信じ、その力を引き出してくれる人、彼女が一つひとつ自分で決定していくことを、辛抱強く支えてくれる人が必要なのです。



子どもが性暴力を受けた場合

性暴力を子どもが受けた場合、それも継続的に被害にあった場合、その影響はとても深刻です。からだも、感情も、自分自身で考える能力もまだ十分には発達していない時期に大人から性暴力を加えられた子どもは、他の人を信頼することができなくなってしまうからです。

特に、親が加害者だった場合、傷はより深いものになります。子どもは「私が悪いからこうなったのだ」と自分を責め、被害を否認することもあります。

子どもは親に依存しています。本来なら可愛がり、自分を守ってくれるはずのその人が自分を傷つけているという事実を認めるのは、子どもにとっては耐え難いことだからです。

まわりの大人は、子どもの発しているサインをキャッチし、すばやく適切な介入をする必要があります。

性暴力は、社会全体の問題です

性暴力の被害を受けた人には、なんの罪もありません。それにもかかわらず、未だに被害を受けた人を「傷もの」とか「恥」とみる風潮が残っています。また、**レイプ神話**のように、事実とはまったく違った誤った思い込みをしている人たちがたくさんいます。

あなたも、このような偏見や思い込みにとらわれていないか、自分自身に問い直してみてください。

被害者やその家族は、被害を受けたという事実だけでも辛いのに、こうした偏見や思い込みによって、二重三重に苦しめられています。

そしてまた、こうした偏見や思い込みは、加害者の罪をおおい隠し、暴力を容認する社会をつくることにもつながっているのです。

性被害にあったときはどうすればいいの？

Q & A

あなたの心とからだの回復のために

医療機関での検査と手当て

あなたの安全と尊厳を守るために

警察への被害届けと告訴・裁判の手続き

レイプ神話

被害者にも落ち度があるはずだ。

実際には、服装や年齢、容姿、性別すらも関係なく、強かんは起きています。それにもかかわらず、「挑発的な服装をしていたから」とか「夜道や危険な場所をひとりで歩いていたから被害にあったのだ」と被害者が責められることがあります。しかし、どんな行動をとっても、強かんしていい理由にはなりません。

本当にイヤなら抵抗するはずだ。逃げられたはずだ。

加害者の立場や状況によっては、簡単に相手を服従させることが可能です。加害者は被害者が「イヤ」と言えないような状況に追い込んでいくのです。恐怖のために身も心もすくんでしまったり、相手を刺激しないよう抵抗しなかったからといって、被害者が責められるいわれはありません。

男性の性的欲求は本能だからしかたがない。

こういった男性に都合のよい理由がまかり通っています。しかし、強かんは女性に対する支配、征服、所有の欲望が性的行為という形をとったものです。突発的に強かんを犯すのではなく、計画的、常習的であることの方が多いのです。相手の合意がない限り、それは暴力なのです。

ごく一部の「異常」な男性の問題だ。

加害者の異常性や病理性が強調されがちですが、加害者の多くは、ごく「普通」の男性です。知人や近親者、ボーイフレンドなど、顔見知りの方が加害者の場合は、被害を被害としてとらえにくく、訴えることも難しいものです。また、被害者の「嫌われたくない」という気持ちが巧みに利用された場合、被害者が自分自身を責めることにもつながります。

あなたの心とからだの回復のために

医療機関での検査と手当て

強かんにあってしまいました

Q 強かんの被害を受けた直後は、どこに相談や連絡をすればよいのですか。

A 医療機関を受診する前に、被害直後の場合は、できれば警察に連絡を入れ、強かんにあったことを知らせておくことと医療機関の救急外来や産婦人科の受け入れを整えてもらえるなど、スムーズな診療を受けやすくなります。

警察が、レイプキットなどの検査セットを用意したり、一部の検査費用を負担したりできます。プライバシーをより配慮してもらうために、個室や専門スタッフによる対応を頼んでもらってもよいでしょう。

Q どんな検査や手当てをされるのですか？

A 被害直後は、まずからだに外傷がないか、特に性器や肛門、口の中が傷ついていないか、出血はないかなど視診や内診、直腸診によるチェックをします。

妊娠や性感染症の検査と予防のためには、被害直後、72時間以内(3日以内)、3週間から3ヶ月の3つの時期に応じた診療があります。のちに、あなたが裁判を考えたときに役立てるための法的な証拠の採取を行ったりもできます。そこで、おおむね3ヶ月は、妊娠や性感染症を避ける意味で、セックスを控えるかコンドームの使用をおすすめします。

また、精神的にパニックに陥っているときは、精神科やカウンセリングなどのケアを紹介します。けれど、あなたがこうした検査になにか苦痛を感じるようなら、そのことを医師や看護スタッフに告げましょう。何よりもあなたの気持ちを大切にしてください。



妊娠が心配です

Q 妊娠が心配です。どうしたらよいですか？

A 一番近い月経が始まった日から2週間目くらいの数日間は、最も妊娠しやすい時期ですが、モーニングアフター・ピル(緊急避妊用ピル)といって、被害にあってからでも緊急避妊的に妊娠をくい止めるホルモン薬もあります。

もし、妊娠が心配なときは、72時間以内に産婦人科を受診すれば、この薬の服用が有効になります。費用は、健康保険の適用にならないため、医療機関によって違いますが、5千円から2万円くらいです。

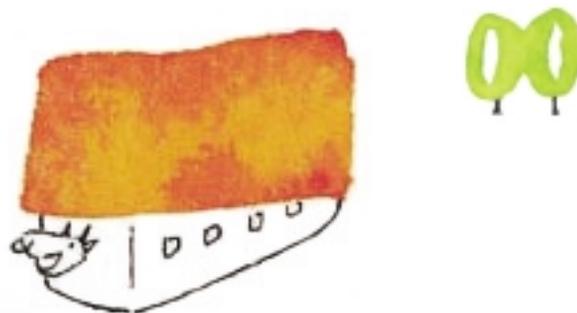
Q 妊娠しているかどうかは、いつごろどうすればわかりますか？

A 月経予定日の1週間後、または、被害にあってから3週間たっても月経がない場合は、尿の検査で妊娠しているかどうかわかります。まずは、薬局で市販されている妊娠判定試薬でチェックしてみるのもよいでしょう。陽性なら間違いなく妊娠しています。陰性のときも、念のため1週間後にもう一度チェックしてみてください。

また、基礎体温を測ってみて、21日以上高温期が続くようだと、妊娠の可能性あります。

いずれにしても、被害にあってから、3週間たっても月経がない場合は、産婦人科で診察を受けることが確実な方法です。自費で受診することを申し出れば、保険証がなくても診察が受けられます。

費用は、医療機関によって違いますが、だいたい1万円くらいです。



妊娠してしまいました

Q 人工妊娠中絶のできる時期と費用はどのくらいですか？

A 人工妊娠中絶の手術は、母体保護法という法律で妊娠満21週の終わりまでにと定められています。妊娠11週の終わりまでを初期中絶、満12週から満21週の終わりまでを中期中絶といって、手術の方法やかかる費用も違います。

初期中絶は、掻爬手術^{そうは}といってからだへの負担も少なく、費用も8万～12万円くらいです。中期の中絶は、人工的に陣痛を起こして分娩する方法をとるため、1週間程度の入院が必要で、費用も出産と同じくらいの20万～30万円ほどかかります。より安全に、からだの負担も少ない手術にするには、できるだけ早く産婦人科の診察を受けることが大切です。

Q 手術の費用を用意することができません。

A 手術の費用など医療費に不安があるときは、医療機関にいる医療ソーシャルワーカーに、経済的に困っていて、すでに、行政福祉サービスを受けている人は、ソーシャルワーカーに相談してみましょう。

性感染症が心配です

Q 性感染症が心配です。

A 性的被害にあったとき、性感染症についての必要な検査や予防、治療は、おおむね3つの時期に応じて行います。

被害直後から治療が有効になるのは、淋病です。

72時間以内(3日以内)であれば、B型肝炎予防のためのワクチン注射が役に立ちます。

3週間から3ヶ月待たないとできない検査もあり、梅毒・クラミジア感染症・HIV感染(エイズ)などがあります。いずれにせよ、できるだけ早めのケアがあなたを病気から守ります。

被害にあっただけで、からだの不調や、夜眠れなくなったり、食欲もなく気分がはれません。カウンセリングなどを受けたほうがよいのでしょうか

Q カウンセリングでは、どんなサポートが望めますか？

A カウンセリングは、ある一定の時間、カウンセラーを相手に、自分の

感情や考えを話すことで、自分に向き合い、解決の糸口を自分で見つけるための援助を受ける場です。

カウンセラーの役割は、あなたにとって安全な場と時間を確保すること、あなたの話を耳を傾け、あなたが考えを整理するのをサポートすることです。

そのためのいろいろな情報も提供してくれるでしょう。カウンセラーが、ときに、医療が必要かどうか、どんなところを受診したらよいかなどの、判断の手助けをしてくれたり、必要に応じて、医療機関を紹介してくれたりもします。ただし、あなたの抱えている問題に対する答えを出してくれるところではありません。あなた自身がもっている回復する力を引き出す援助をしてくれるのです。

Q 精神科や心療内科と、カウンセリングはどう違うのですか？

A 精神科や心療内科では、症状の診断を受け、診断書の作成をしてもらえます。また、症状をやわらげるための薬を処方してもらうことができ、これらには健康保険が使えます。医療機関によっては、カウンセリングやセラピーを併用しているところもありますが、その場合は、健康保険の適用にならないことがあります。

カウンセリングは、地域の女性センターや保健所、精神保健センターなど、公的機関で無料で実施しているところもありますし、電話相談を行っているボランティアグループも増えています(p24～26参照)。民間の相談機関は有料で、料金はカウンセラーによってかなり差があるので確認が必要でしょう。

Q 自分の気持ちや考えがうまくまとまらず、精神科やカウンセリングに行っても、話ができるかどうか心配です。

A 話すことが怖く感じられたり、自分の考えが受け入れてもらえるか、非難されてしまうのではないかと不安になってしまうことはよくあることです。回復は個人差があり、あなたのペースに合わせて、治療を進めなければなりません。だから、話したくない、話せないときには、無理に話す必要はありません。

逆に、あなたが、話したいという衝動にかられて、いきなり話してしまおうとするのに医師やカウンセラーがストップをかけることもあります。回復を急ぐあまり、性急に治療をすすめてしまうと、PTSDなどの症状がかえって強く出てしまうことがあるからです。精神科やカウンセリングでは回復のペースや治療のタイミングを考えながら、あなたの心の回復のためにサポートしてくれます。

あなたの安全と尊厳を守るために

警察への被害届けと告訴・裁判の手続き

どこに届けたいの？ 警察官というと、男性というイメージがあって、男の人に被害の話をする気になれません

Q どこに届けたいのですか？

A 各都道府県の警察署(本部)には、性犯罪被害の相談を専門に受け付ける相談室や、「性犯罪被害110番」「レディース110番」といった電話相談の窓口があり、女性の警察官が相談に応じています(p25～26参照)

また、近年、警察では性犯罪捜査への女性の警察官の配備をすすめています。まだその数は地域によって差がありますが、女性の警察官に話を聞いてほしいときは、そう伝えてください。病院などへのつきそいも、女性の警察官に頼むことができます。

Q 被害を届けるまでに時間がたっていて、証拠などもないようなときは、届けてもむだですか。

A 証拠がないと、捜査をすすめて裁判に持ち込むのはむずかしいことがあります。けれど、刑事事件としては無理でも、民事事件として損害賠償を請求することもできます。もし、話したい、聞いてもらいたいということがあれば、警察に犯罪被害の相談をしてください。性犯罪の加害者は、同じような犯罪を重ねていることが多いので、あなたが被害を届けることで、新たな犯罪を防ぐことにもなります。



知り合いから、性被害にあいました。とても悔しいと思う反面、そんなことを言っても信じてもらえないだろうとか、まわりの人間関係のことを考えると、どうしたらいいのかわかりません

Q 警察に届けると、すぐに彼が逮捕されてしまうのでしょうか？

A 警察への被害届けだけでは、刑事事件とはなりません。強かんなどの場合、「親告罪」といって、加害者を処罰してほしいという意志を表す「告訴」という手続きが必要です。告訴は、警察で口頭で述べても、告訴状のような書面を用意しても、どちらでもかまいません。また、弁護士を代理人とすることもできます。

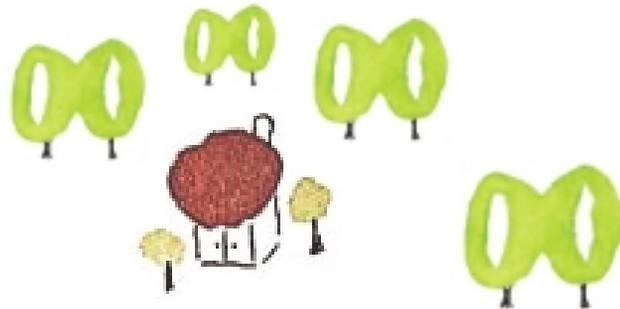
(性犯罪の告訴期限は6ヶ月とされていましたが、2000年6月から告訴期限はなくなりました。)

Q 警察に訴えたことは、加害者に知れてしまうのでしょうか？

A 加害者が警察に逮捕されたり、取り調べを受ければ、訴えたことがわかります。しかし、そのことであなたが脅されたりした場合は、迷わず警察に訴えましょう。

脅しがストーカー行為と認められれば、犯罪として扱われます。

(ストーカー規制法：2000年11月24日施行)



被害者が、警察で何度も同じことを聞かれたり、裁判で加害者や多くの人の前で証言をしなければならないシーンを映画やテレビなどで見たことがあります。私には、とてもそんなことは耐えられない気がします……。

Q どうして被害者が、つらい思いをして、何度も話をしなければいけないのですか？

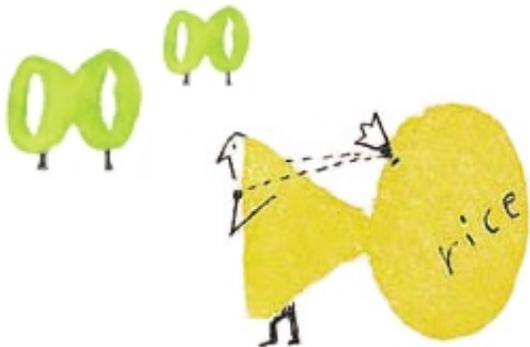
A 近年は、捜査に女性の警察官をあたせたり、裁判では加害者と直接顔を合わせなくてもよい証言方法がとられたり、徐々に被害者の精神的な苦痛やプライバシーの保護を配慮する考えに変わってきています(p25参照)

刑事事件の場合、警察が事件の捜査をして証拠類を集め、犯人を特定し、警察が作成した調書をもとに検察官が裁判にかける(起訴)か、かけない(不起訴)か、判断するという仕組みになっています。性犯罪の場合、この警察への捜査の協力として、警察官に事情を聞かれたり(事情聴取)証拠となるものの提出を求められたり(証拠品提出)事件のあった場所での、状況の説明を求められたりします(実況見分)

また、起訴するかしないかの判断をするために、検察官がもう一度、あなたに事情聴取をするということになっています。また、裁判では、加害者が無罪を主張した場合、証人として、法廷での証言を求められることもあります。

疑問に思うこと、自分に不都合のあることなどは、一つひとつ確かめながら、すすめてよいのです。弁護士を代理人に立てたり、ひとりで心細いときには、立会人(注1)につきそってもらえるようになっています。

(注1: 弁護士、医師、カウンセラーなどの専門家のほか、あなたが信頼できる人であればだれでも)



Q 相手側から、慰謝料を支払うから、告訴を取り下げてくださいと、示談の申し入れがありました。

いま示談に応じないと、もう二度と、損害賠償の請求ができないとをいわれましたが、どうなのでしょう？

A 告訴は一度取り下げると、どんなに証拠がそろっていても、もう一度同じ被害の訴えで告訴することはできなくなります。刑事罰を求めると、損害賠償(慰謝料+治療費+休職に対する保障など)の請求は、本来、筋のちがうものです。いま示談に応じなくても、刑事訴訟で不起訴になった際や、勝訴してから、あらためて損害賠償を民事訴訟で請求することも可能です。

Q 弁護士を頼むお金などはどうしたらよいのでしょうか。

A 法律扶助協会という組織があり、各都道府県に支部があります(p26参照) 弁護士の費用などを、無利子・無担保で貸しつけるほか、無料の法律相談も行っています。

また、性暴力被害の分野に詳しい弁護士も紹介してくれますので、問い合わせてみてください。告訴手続きや加害者との対応など、早いうちから弁護士を代理人に頼んでしまったほうが、精神的負担は軽くてすみます。

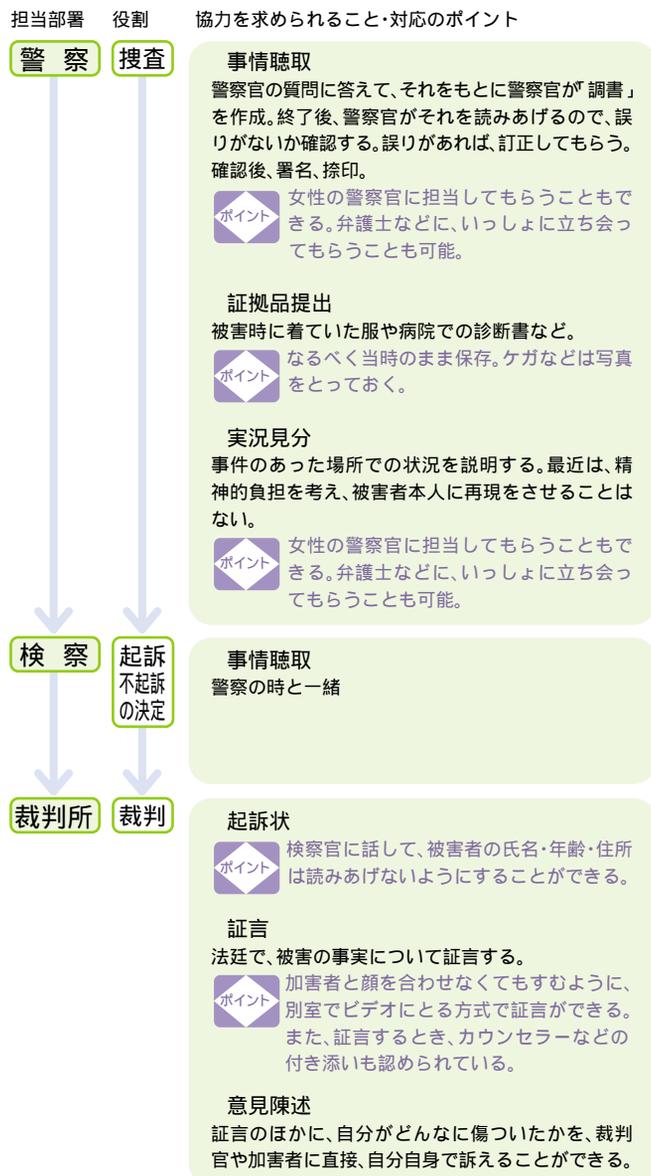
Q 裁判になったとき、裁判の内容は、みんなに知られてしまうのですか？

A 裁判は起訴状を読みあげることからはじまります。

また、裁判は誰でも傍聴できますから、起訴状がそのまま読みあげられれば、被害者の氏名・年齢・住所などはみな、わかってしまうことになりませんが、事前に検察官に話をし、これらのことは読みあげないことにしてもらうこともできます。また、被害者に証人として尋問が行われる場合、非公開にできることもあります。

捜査・裁判の流れ

協力を求められること・対応のポイント



全国相談窓口案内

あなたの不安や悩みを相談できる窓口があります。
病院や警察、法律に関する予備知識を得たり、
同じ経験を語り合う仲間と出会ったり、
回復への道をともに歩むパートナーとして活用できます。

全国相談窓口案内

女性センター／婦人会館

女性のための心の相談や法律相談を無料でやっている所が多く、自助グループなどの情報も集まりやすいので、自分に合ったサポートの知識をえやすい。

北海道立女性プラザ	011-251-6349/6329
札幌市女性センター	011-621-5266
函館市働く婦人の家	0138-23-4188
空知婦人会館	0126-23-9236
釧根地域婦人会館	0154-23-6471
秋田県婦人会館 プラッツ・エル	018-836-7840
エル・パーク仙台	022-268-8302
山形市女性センター ファーラ	023-645-8077
福島県男女共生センター	0243-32-8320
とちぎ女性センター パルティ	028-665-7714
レイクエコー茨城県女性プラザ	0299-73-3877
茨城県婦人会館	029-221-7195
日立市女性センター らぼーるひたち	0294-36-0554
所沢市女性センター ふらっと	0429-21-2220
与野市女性総合センター	048-857-8811
川越市婦人会館	0492-42-6346
千葉県女性センター	0471-40-8605
市川市女性センター ウィズ	047-323-1777
船橋市女性センター	047-423-0757
松戸市女性センター ゆうまつど	047-363-0505
東京ウィメンズプラザ	03-5467-2455/2488
中央区立女性センター ブーケ21	03-5543-0653
新宿区立女性情報センター ウィズ新宿	03-3353-2000
せたがや女性センター らぶらす	03-5478-8023
渋谷女性センター アイリス	03-5466-3956
中野区女性会館	03-3380-6945
北区女性センター アゼリアプラネット	03-3913-0161/0015
荒川区立男女平等推進センター アクト21	03-3809-2890
練馬区立練馬女性センター	03-3996-9050
足立区女性総合センター	03-3880-5223
杉並区立男女平等推進センター ゆう杉並	03-3393-4410/4713
品川区女性センター	03-5479-4104
すみだ女性センター すずかけ	03-5608-1772
墨田区立男女平等推進センター エゴック10	03-3980-7830
文京区女性センター	03-3812-7149
港区立女性センター リーブラ	03-3456-5771

目黒区女性情報センター	03-5721-8572
葛飾区女性センター ウィメンズバル	03-5698-2213
調布市婦人会館	0424-81-7626
立川女性総合センター アイム	042-528-6802
府中市女性センター スクエア21	042-351-4602
日野市立女性センター	042-587-8177
清瀬市男女共同参画センター アイレック	0424-95-7003
国分寺市女性センター ライツこくぶんじ	042-573-4342
神奈川立かながわ女性センター	0466-27-6000
横浜女性フォーラム	045-871-8080
横浜市婦人会館	045-714-5911
川崎市中小企業・婦人会館	044-422-2525
厚木市女性センター	046-225-2500
南足柄市女性センター	0465-73-8211
山梨県立総合女性センター	0552-37-7830
長野県女性総合センター	0266-22-5781
長野市勤労者女性会館 しのき8303	026-237-8303
新潟県女性センター	025-285-6610
新潟市女性センター「アルザ」	025-245-0546
富山県女性総合センター サンフォルテ	0764-32-6611
石川県女性センター	076-231-7331
福井県生活学習館センター ユー・アイ ふくい	0776-41-4200
静岡県女性総合センター あざれあ	
東部地区	0559-25-7879 下田地区 0558-23-7879
中部地区	054-272-7879 西部地区 053-456-7879
静岡市女性会館 アイセル21	054-248-1234
浜松市青年女性センター あいホール	053-473-5700
愛知県女性総合センター ウィルあいち	052-962-2614
愛知県婦人会館	052-323-7831
名古屋市女性会館 イーブネット	052-323-7830
名古屋市勤労女性センター ワビアつるまい	052-251-3811
豊田女性活動センター	0565-31-7780
豊橋市女性会館	0532-33-2800
春日井市青少年女性センター レディヤンかすがい	0568-85-7871
三重県女性センター	059-233-1133
四日市市女性センター	0593-54-8335
滋賀県立女性センター	0748-37-8739
大津市婦人会館	077-527-5508
京都市女性総合センター ウィングス京都	075-212-7830
奈良県女性センター	0742-22-1240
和歌山県女性センター りいぶる	0734-35-5245

相談機関の連絡先は、変更されている場合があります。最新の情報については、当ホームページ「悩んでいるあなたへ」の「相談窓口」
<http://www.awf.or.jp/help/index.html#help>でご覧いただけます。

和歌山市男女共生推進センター みらい		
	073-432-4704	073-431-5528
大阪府立女性総合センター ドーンセンター	06-6937-7800	
大阪市立女性いきいきセンター		
北部館 クレオ大阪北	06-6320-6300	
西部館 クレオ大阪西	06-6460-7800	
南部館 クレオ大阪南	06-6705-1100	
東部館 クレオ大阪東	06-6965-1200	
吹田市立女性センター デュオ		
	06-6388-1454	06-6337-3338
高槻市女性センター	0726-85-3748	
豊中市立婦人会館	06-6831-0005	
豊中市働く婦人の家	06-6843-6300	
摂津市立女性センターウィズ・せつ	0726-35-1407	
枚方勤労者総合福祉センター		
メセナひらかた女性フロア	0720-43-7860	
岸和田市立女性センター	0724-43-5858	
兵庫県立女性センター イーブン	078-360-8551	
神戸市生活学習センター たちばな	078-361-8361	
ひょうご女性交流館	078-221-7733	
尼崎市女性センター トレビエ	06-6436-8636	
宝塚市立女性センター エル	0797-86-3488	
川西市女性センター	0727-59-1857	
芦屋市女性センター	0797-38-2022	
三田市立女性センター さんだ	0795-63-8000	
岡山県男女共同参画推進センター	086-235-3310	
松江市総合女性センター プリエール	0852-32-1190	
広島県女性総合センター・エソール広島	082-247-1120	
広島市婦人教育会館 WEプラザ	082-248-3315	
山口県婦人教育文化会館 山口市働く婦人の家	0839-22-2792	
高松市女性センター	087-821-2000	
愛媛県女性総合センター	089-926-1644	
新居浜市立女性総合センター ウィメンズプラザ		
	0897-37-1700	
こうち女性総合センター ソーレ	0888-73-9555	
福岡県女性総合センター あすばる	092-584-1266	
福岡市女性センター アミカス	092-526-3788	
北九州市立女性センター ムーブ	093-583-3331	
飯塚市女性センター サンクス	0948-22-3274	
佐賀県立女性センター アバンセ	0952-26-0018	
長崎市女性センター アマランス	095-826-4417	
熊本市総合女性センター	096-343-8306	

沖縄県女性総合センター ーている 098-868-4010

婦人相談所

電話での相談もあり、女性の生活上の問題全般について相談できる。

北海道立女性相談援助センター	011-666-9955
青森県女性相談所	0177-81-0708
岩手県立婦人相談所	019-624-4811
秋田県婦人相談所	018-835-9052
宮城県婦人相談所	022-224-1491
山形県福祉相談センター	023-635-3663
新潟県婦人相談所	025-381-1111
福島県婦人相談所	024-522-1010
栃木県婦人相談所	028-622-8644
茨城県婦人相談所	029-221-4166
群馬県女性相談所	027-261-7838
埼玉県婦人相談センター	048-864-9910
千葉県婦人相談所	043-245-1719
東京都女性相談センター	03-5261-3110
東京都女性相談センター立川出張所	042-522-4232
神奈川県婦人相談所	045-502-2800
山梨県女性相談所	0552-54-8635
長野県婦人相談所	026-235-5710
富山県女性相談センター	076-421-6252
石川県婦人相談所	076-223-9553
福井県婦人相談所	0776-24-6261
岐阜県女性相談センター	058-274-7377
静岡県婦人相談所	054-286-9217
愛知県婦人相談所	052-913-3300
三重県女性相談所	059-231-5600
滋賀県女性福祉相談センター	077-564-7867
京都府婦人相談所	075-441-7590
奈良県婦人相談所	0742-22-4083
和歌山県女性相談所	734-45-0793
大阪府女性相談センター	6-6725-8511
みなみ相談コーナー	06-6761-7181
兵庫県立婦人相談センター	78-732-7700
鳥取県婦人相談所	0857-27-8630
岡山県女性相談所	086-243-1711
鳥取県女性相談所	08548-4-5661
広島県立婦人相談所	082-255-8801

全国相談窓口案内

山口県女性相談所	0839-25-735 4・7365
香川県女性相談センター	087-835-3211
徳島県婦人相談所	088-623-8110
高知県女性相談所	0888-22-5520
愛媛県婦人相談所	089-941-3490
福岡県女性相談所	092-711-9874
佐賀県婦人相談所	0952-26-1212
長崎県婦人相談所	095-846-0560
熊本県福祉総合相談所	096-381-4411
大分県婦人相談所	097-544-3900
宮崎県婦人相談所	0985-22-3858
鹿児島県婦人相談所	099-222-1467
沖縄県女性相談所	098-854-1172

犯罪被害者相談室

犯罪の被害にあった人の精神的な支援を目的とした団体。

(社)被害者支援都民センター	03-5419-3336
北海道被害者相談室	011-232-8740
水戸被害者援助センター	029-232-2736
石川被害者相談室	076-234-7830
(社)被害者サポートセンター あいち	052-523-7830
大阪被害者相談室	06-6871-6365
紀の国被害者支援センター	0734-27-1000
広島犯罪被害者・心の支援センター	082-240-7830
(社)京都犯罪被害者支援センター	75-241-7830
静岡犯罪被害者支援センター	054-272-5050

警察

北海道警本部	
性犯罪被害 110 番	0120-756-310
性犯罪被害 110 番	0120-677-11 (函館方面本部)
ヤングアンドミズテレホン	0120-677-11 (旭川方面本部)
性犯罪 110 番	0120-677-11 (釧路方面本部)
性犯罪被害 110 番	0120-677-11 (北見方面本部)
青森県警本部	性犯罪被害 110 番 0120-89-7834
岩手県警本部	性犯罪被害 110 番 0120-79-7874
宮城県警本部	24時間(ローラーホー 0120-24-8620
秋田県警本部	レディース通話 110 番 0120-028-110
山形県警本部	女性専用相談電話 0120-783-142

福島県警本部	性犯罪被害 110 番 0120-50-3732
警視庁	犯罪被害者ホットライン 03-3597-7830
茨城県警本部	女性被害犯罪「勇気の電話」 0120-556-942
栃木県警本部	被害者相談電話 0120-710873
群馬県警本部	性犯罪被害相談用電話 0272-24-4356
埼玉県警本部	犯罪被害ホットライン 0120-381858
千葉県警本部	女性被害 110 番 043-223-0110
神奈川県警本部	性犯罪被害 110 番 045-681-0110
新潟県警本部	女性被害 110 番 025-281-7890
山梨県警本部	性暴力 110 番 0552-24-5110
静岡県警本部	性犯罪被害 110 番 0120-783870
長野県警本部	女性被害犯罪ダイヤルサポート 110 026-234-8110
富山県警本部	女性被害 110 番 0120-72-8730
石川県警本部	レディース通話 110 番 0120-028-110
福井県警本部	レディーステレホン 0776-29-2110
岐阜県警本部	性犯罪被害者相談電話 0120-870-783
愛知県警本部	レディースホットライン 0120-67-7830
三重県警本部	女性被害相談電話 0120-72-8740
滋賀県警本部	性犯罪相談電話 0775-25-7830
大阪府警本部	ウーマンライン 06-6767-0110
京都府警本部	レディース 110 番 075-411-0110
兵庫県警本部	レディースサポートライン 078-351-0110
奈良県警本部	性犯罪被害相談 110 番 0742-24-4110
和歌山県警本部	犯罪被害者相談 0734-32-0110
鳥取県警本部	性犯罪 110 番 0857-22-7110
島根県警本部	性犯罪 110 番 0852-23-4110
岡山県警本部	レディース 110 番 0120-00-1797
広島県警本部	性犯罪相談 110 番 0120-72-0110
山口県警本部	レディース・サポート 110 0839-32-7830
徳島県警本部	レディース 110 番 0886-22-7101
香川県警本部	ハートフルライン 087-831-9110
愛媛県警本部	サポート 110 番 089-943-8740
高知県警本部	レディースダイヤル 110 番 0888-73-0110
福岡県警本部	ミス・リリーフライン 092-632-7830
佐賀県警本部	レディーステレホン 0952-28-4187
長崎県警本部	女性被害 110 番 095-823-0110
熊本県警本部	レディース 110 番 0120-8343-81
大分県警本部	性犯罪 110 番 0120-09-8110
宮崎県警本部	女性被害相談電話 0985-31-8740
鹿児島県警本部	レディース相談 110 番 099-206-7867

相談機関の連絡先は、変更されている場合があります。最新の情報については、当ホームページ「悩んでいるあなたへ」の「相談窓口」
<http://www.awf.or.jp/help/index.html#help>をご覧ください。

沖縄県警本部	性犯罪被害 110 番 098-868-0110
法律扶助協会	各都道府県にあります。
裁判の際の弁護士費用などを無利子・無担保で貸してくれる。無料の法律相談や弁護士の紹介などもしている。	
本部	03-3581-6941

家庭裁判所	各都道府県にあります。
東京	03-3502-8311
24時間ファックス&音声サービス 03-3503-4355	

弁護士会	各都道府県にあります。
日本弁護士連合会	03-3580-9841

精神保健福祉センター	
保健所の精神面での専門機関で、電話相談もしている。	
各都道府県と政令指定都市に設置されています。	
東京	03-3302-7711

いのちの電話	
いてもたってもいられないような不安におそわれたときに。	
各都道府県にあります。障害者用ファクシミリ相談が全国 7カ所に設置されています。	
東京	03-3263-5794

福祉事務所	
たとえば、PTSD などの後遺症によって仕事ができない、医療費がかかる、引越せざるをえなくなったなど、医療費や住居費、生活費など、実生活上の問題をぶくめた相談ができる。	
福祉事務所は地方自治体(郡や市区町村)に設置されており、全国に 1221 件あります。役所・役場で紹介してもらえます。	

東京都千代田区	03-3264-0151
民生委員	
福祉事務所を通して連絡がとれます。	

人権擁護委員	
地域の役所・役場が、法務局を通して連絡がとれます。	

民間の相談機関やシェルターなど	
(掲載許可をいただいた機関です)	
ウイメンズハウス とちぎ	028-621-9993
FA Hこすもす	090-4202-5469 090-3685-6765
AWS 女性シェルター	03-3329-0122
女のアクセスライン ウイズユウ	03-3641-7883
家庭問題情報センター	03-3971-3741
くるーぶ赤かぶ	03-3940-6359
ぶれいず東京	03-3361-8909
ミカエラ寮	045-251-4625
埼玉おんなのシェルター	090-9014-0915 090-2676-4206
日本 DV/防止・情報センター	078-822-0284
ユニオンつやま	0868-25-2511
大分ぶれあいユニオン佐伯支部	0972-22-2087

エイズに関する相談	
エイズ電話相談	0120-177-812
エイズサポートライン	03-5521-1177

相談窓口の人が性暴力に対する偏見にとらわれていたり、施設や地域によってまだまだ対応に違いがあります。あなたの望むようなサポートがえられないときはあきらめずに、別の施設に相談してみてください。